

付 議 第 15 号

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、知事から、知事の事務を補助執行させる者を改めること及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づく事務の一部について補助執行を廃止することについて協議がありましたので、これに同意することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 27 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(27) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をする事。



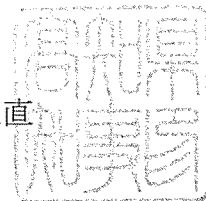
別紙

27 高行管第 399 号

平成 28 年 3 月 29 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久 様

高知県知事 尾崎 正直



補助執行の協議について

下記のとおり、貴委員会への補助執行及び補助執行の廃止について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき協議します。

記

1 補助執行させる事務

(1) 次の表に掲げる法人に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下この号において「法」という。）の規定により行政庁（法第 47 条に規定する行政庁をいう。）が行う事務のうち、次に掲げる事務

ア 通常の一般社団法人及び一般財団法人への移行に関する事務

(ア) 偽りその他不正の手段により法第 45 条の認可を受けたことによる同条の認可の取消し（法第 131 条第 1 項）

(イ) 偽りその他不正の手段により法第 45 条の認可を受けたことにより同条の認可を取り消した旨の旧主務官庁への通知（法第 131 条第 3 項において準用する法第 109 条第 2 項）

イ 移行法人（法第 123 条第 1 項に規定する移行法人をいう。以下この号において同じ。）の監督に関する事務

(ア) 公益目的支出計画（法第 123 条第 1 項に規定する公益目的支出計画をいう。以下この号において同じ。）の履行を確保するための移行法人の監督（法第 123 条第 2 項）

(イ) 公益目的支出計画の実施が完了したことの確認（法第 124 条）

(ウ) 移行法人から提出される公益目的支出計画の実施が完了したことの確認請求書の受理（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 69 号。以下この号において「府令」という。）第 34 条）

(エ) 公益目的支出計画の変更の認可（法第 125 条第 1 項）

- (オ) 公益目的支出計画の変更の認可申請書の受理及び当該認可申請書の添付書類の決定（府令第 36 条及び同条第 4 号）
 - (カ) 公益目的支出計画の変更等の届出の受理（法第 125 条第 3 項）
 - (キ) 移行法人の合併届出書の受理及び当該合併届出書の添付書類の決定（法第 126 条第 1 項及び府令第 38 条第 5 項第 6 号）
 - (ク) 合併後存続する法人及び合併により設立する法人で移行法人とみなされるものの監督等（認可行政庁が 2 以上あるときの協議を含む。）（法第 126 条第 3 項）
 - (ケ) 合併により公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けたとみなされた旨の届出の受理（法第 126 条第 6 項）
 - (コ) 移行法人から提出される計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の受理（法第 127 条第 3 項）
 - (サ) 公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写並びに閲覧所の決定及び当該閲覧所の場所の公示（法第 127 条第 4 項及び府令第 45 条）
 - (シ) 移行法人に対する措置勧告及び措置命令（法第 129 条）
 - (ス) 移行法人の清算時の残余財産の処分の承認（法第 130 条）
 - (セ) 移行法人の清算時の残余財産の処分の承認申請書の受理及び当該承認申請書の添付書類の決定（府令第 48 条第 2 項及び同項第 6 号）
 - (ソ) 移行法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下この号において「認定法」という。）第 4 条の認定を受けた場合の公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けたとみなされた旨の届出書の受理及び当該届出書の添付書類の決定（法第 132 条第 2 項及び府令第 49 条第 4 号）
- ウ 高知県公益認定等審議会への諮問等に関する事務
- (ア) 高知県公益認定等審議会への諮問（法第 138 条第 2 項において読み替えて準用する法第 133 条第 2 項、第 3 項（第 3 号を除く。）及び第 4 項）
 - (イ) 答申に基づいてとった措置についての高知県公益認定等審議会への報告（法第 139 条において読み替えて準用する認定法第 44 条第 2 項）
 - (ウ) 届出書類の写し並びに計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の写しの高知県公益認定等審議会への送付等（法第 140 条において読み替えて準用する法第 135 条（第 2 項第 4 号を除く。））
 - (エ) 高知県公益認定等審議会からの勧告の受領及び当該勧告に基づいてとった措置の高知県公益認定等審議会への報告（法第 141 条において読み替えて準用する法第 136 条第 1 項及び第 3 項）
- エ その他の事務

官庁等に対する照会及び協力依頼（法第 142 条において準用する認定法
第 56 条）

法人の名称
西峰正念会(社団法人)
財団法人板垣会
財団法人高知県文教協会
社団法人友千鳥会
財団法人高知県学校給食会
財団法人高知県教育会館
財団法人高知県文教会館
財団法人土佐青少年育成会
財団法人高知県婦人会館
財団法人高知県立高知追手前高等学校教育振興会
財団法人大津教育振興会
財団法人高知県教職員互助会
財団法人高知県体育協会
社団法人考える村
財団法人小砂丘賞委員会
財団法人とさいぬ保存登録協会
財団法人兼山会
財団法人大方青少年育成会
財団法人高知県スポーツ振興財団
社団法人高知県私立幼稚園連合会
財団法人高知市学校建設公社
財団法人高知県青年会館
財団法人四万十市体育協会
財団法人高知市スポーツ振興事業団
社団法人高知県人権教育研究協議会
社団法人高知県サッカー協会
財団法人旭愛育会
財団法人中島報恩会
財団法人佐川町若草保育園
財団法人東秦泉寺保育園
財団法人元保育協会
財団法人筆山保育園
財団法人ポッポ保育協会

財団法人ひまわり保育園
財団法人城南保育協会
財団法人菜生保育協会
財団法人福井保育協会
財団法人瀬戸児童福祉協議会
財団法人あゆみ児童福祉協議会
財団法人新木保育園運営協議会
財団法人一ツ橋保育園運営協議会
財団法人ひなぎく保育園
財団法人瀬戸東保育園
財団法人朝倉くすのき保育園
財団法人城山保育園運営協議会
財団法人福祉事業団江陽保育園
財団法人大津東保育園
財団法人あおい保育園
財団法人鴨部わかば保育園
財団法人見付保育園
財団法人大谷保育協会

(2) 教育(学校教育法(昭和23年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校であって、国立学校、公立学校(大学及び高等専門学校に限る。)又は私立学校(幼稚園を除く。)であるものに関するものを除く。)、学術又は文化(文化財の保護に関することに限る。)の振興を主たる目的とする法人及び保育所のみ経営する法人に係る公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下この号において「法」という。)の規定により行政庁(法第3条に規定する行政庁をいう。 以下この号において同じ。)が行う事務のうち、次に掲げる事務

ア 公益法人(法第2条第3号に規定する公益法人をいう。 以下この号において同じ。)の認定に関する事務

(ア) 公益認定(法第4条の認定をいう。 以下この号において同じ。)(法第5条)

(イ) 公益認定に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定(法第7条第1項及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号。 以下この号において「府令」という。)第5条第3項第7号)

- (ウ) 公益認定に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査(法第 8 条及び府令第 6 条第 1 項)
- (エ) 公益認定をした旨の公示(法第 10 条)
- (オ) 変更の認定(法第 11 条第 1 項)
- (カ) 変更の認定申請書の受理及び当該認定申請書の添付書類の決定(法第 11 条第 2 項及び府令第 8 条第 2 項第 3 号)
- (キ) 変更の認定に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに変更の認定をした旨の公示(法第 11 条第 4 項において準用する法第 8 条及び府令第 6 条第 1 項並びに法第 11 条第 4 項において準用する法第 10 条)
- (ク) 変更の認定を受けた公益法人から提出される定款及び登記事項証明書並びに当該変更の認定が合併に伴うものである場合の当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理(府令第 8 条第 3 項及び第 4 項)
- (ケ) 他の公益法人との合併に伴う変更の認定等に係る関係行政庁への通知(府令第 9 条)
- (コ) 行政庁の変更を伴う場合の変更の認定申請書の経由及び受理並びに事務の引継ぎ(法第 12 条)
- (サ) 行政庁の変更を伴う変更の認定申請に対する処分をした旨の変更前の行政庁への通知(府令第 10 条第 2 項)
- (シ) 行政庁の変更を伴う変更の認定をしたときの公益法人関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要と認める事項の決定(府令第 10 条第 3 項)
- (ス) 変更の届出の受理及び当該届出があった旨の公示(法第 13 条)
- イ 公益法人の計算等及び合併等に関する事務
 - (ア) 財産目録等を添付した提出書の受理及び当該提出書の添付書類の決定(法第 22 条第 1 項及び府令第 38 条第 1 項第 3 号)
 - (イ) 財産目録等の閲覧及び謄写並びに当該閲覧及び謄写を行う場所の決定並びに当該場所の公表(法第 22 条第 2 項及び第 3 項並びに府令第 39 条)
 - (ウ) 公益法人の合併等の届出の受理及び当該届出があった旨の公示(法第 24 条)
 - (エ) 公益法人の合併の届出をし、当該合併により存続する公益法人に名称等の変更があるときの当該変更の届出並びに当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに

関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理(府令第 41 条第 3 項及び第 4 項)

- (オ) 公益法人の合併による地位の承継の認可(法第 25 条第 2 項)
- (カ) 公益法人の合併による地位の承継の認可申請書の受理及び当該認可申請書の添付書類の決定(法第 25 条第 4 項において読み替えて準用する法第 7 条第 1 項及び府令第 42 条第 2 項第 3 号)
- (キ) 公益法人の合併による地位の承継の認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに当該認可をした旨の公示(法第 25 条第 4 項において準用する法第 8 条及び府令第 6 条第 1 項並びに法第 25 条第 4 項において準用する法第 10 条)
- (ク) 公益法人の合併による地位の承継の認可を受けて設立した公益法人から提出される定款及び登記事項証明書並びに当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理(府令第 42 条第 3 項及び第 4 項)
- (ケ) 公益法人の合併による地位の承継の認可に係る関係行政庁への通知(府令第 43 条)
- (コ) 行政庁の変更を伴う場合の公益法人の合併による地位の承継の認可申請書の経由及び受理並びに事務の引継ぎ(法第 25 条第 4 項において読み替えて準用する法第 12 条)
- (サ) 行政庁の変更を伴う公益法人の合併による地位の承継の認可申請に対する処分をした旨の合併により消滅する公益法人を所管する行政庁への通知(府令第 10 条第 2 項)
- (シ) 行政庁の変更を伴う公益法人の合併による地位の承継の認可をしたときの公益法人関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要と認める事項の決定(府令第 10 条第 3 項)
- (ス) 公益法人の解散の届出等の受理並びに公益法人の解散及び清算結了の届出があった旨の公示(法第 26 条)

ウ 公益法人の監督に関する事務

- (ア) 公益法人に対する報告の徴収及び立入検査(法第 6 条各号に掲げる欠格事由の調査に関するものに限る。)並びに当該公益法人から提出を求める報告書の様式等の明示(法第 27 条第 1 項及び第 59 条並びに府令第 45 条第 2 項)
- (イ) 公益法人に対する措置勧告及び当該措置勧告の内容の公表並びに公益法人に対する措置命令及び当該措置命令をした旨の公示(法第 28 条第 1 項から第 4 項まで)

- (ウ) 公益法人に対する措置勧告及び措置命令に関する許認可等行政機関等からの意見聴取(法第 28 条第 5 項)
- (エ) 公益認定の取消し(法第 29 条第 1 項及び第 2 項)
- (オ) 公益認定の取消しに関する許認可等行政機関等からの意見聴取(法第 29 条第 3 項において準用する法第 28 条第 5 項)
- (カ) 公益認定を取り消した旨の公示及び当該公益認定を取り消した公益法人の名称の変更の登記の嘱託(法第 29 条第 4 項及び第 6 項)
- (キ) 公益目的取得財産残額及び金銭贈与契約が成立した旨の通知(法第 30 条第 4 項)
- (ク) 公益目的取得財産残額の変動の報告書の受理(府令第 50 条第 1 項)
- (ケ) 公益目的取得財産残額の増額及び減額の決定(府令第 50 条第 4 項)
- (コ) 公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る契約成立の報告書の受理(府令第 51 条第 1 項)
- (サ) 許認可等行政機関等からの公益法人に対する措置が必要である旨の意見の受領(法第 31 条)
- (シ) 公益法人への移行の登記を完了した公益法人から提出される財産目録等の受理(府令附則第 4 項)

エ 高知県公益認定等審議会への諮問等に関する事務

- (ア) 高知県公益認定等審議会への諮問(法第 51 条において読み替えて準用する法第 43 条第 1 項及び第 3 項)
- (イ) 答申に基づいてとった措置についての高知県公益認定等審議会への報告(法第 52 条において読み替えて準用する法第 44 条第 2 項)
- (ウ) 届出書類の写し及び財産目録等の写しの高知県公益認定等審議会への送付等(法第 53 条第 2 項において読み替えて準用する法第 45 条(第 3 項第 3 号及び第 5 号を除く。))
- (エ) 高知県公益認定等審議会からの勧告の受領及び当該勧告に基づいてとった措置の高知県公益認定等審議会への報告(法第 54 条において読み替えて準用する法第 46 条第 1 項及び第 3 項)

オ その他の事務

- (ア) 官庁等に対する照会及び協力依頼(法第 56 条)
- (イ) 公益法人に関する情報の提供(法第 57 条)

2 補助執行させる相手方
高知県教育次長

3 補助執行させる理由等

上記事務は、平成20年11月28日高知県告示第705号により高知県教育長に補

助執行させることとしたものであるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正において、教育長は執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、教育委員会の構成員であり代表者という位置づけとされたことにより知事の事務を補助執行させることができないとされたため、補助執行させる相手方を高知県教育次長に変更し、引き続き貴委員会で所管する事務と一体的に執行することが、より効果的かつ効率的であるため。

4 補助執行させる年月日

平成28年4月1日

5 廃止する事務

平成20年11月28日高知県告示第705号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下この号において「法」という。)の規定により行政庁(法第47条に規定する行政庁をいう。)が行う事務のうち、次に掲げる事務

ア 公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下この号において「認定法」という。)第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下この号において同じ。)への移行に関する事務

(ア) 法第44条の認定(法第100条)

(イ) 法第44条の認定に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定(法第103条第1項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第69号。以下この号において「府令」という。)第11条第3項第10号)

(ウ) 法第44条の認定に関する許認可等行政機関等及び旧主務官庁からの意見聴取並びに警察庁長官等からの意見聴取前の欠格事由の調査(法第104条第1項において読み替えて準用する認定法第8条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第6条第1項並びに法第104条第2項)

(エ) 法第44条の認定に係る申請書の提出を受けた旨等の旧主務官庁への通知(法第105条)

(オ) 公益法人への移行の登記の完了の届出の受理(法第106条第2項)

- (カ) 公益法人への移行の登記の完了の届出があった旨の公示及び旧主務官庁からの事務の引継ぎ(法第 108 条)
- (キ) 公益法人への移行の登記をすべき旨の催告及び当該登記を怠ることによる法第 44 条の認定の取消し(法第 109 条第 1 項)
- (ク) 公益法人への移行の登記を怠ることにより法第 44 条の認定を取り消した旨の旧主務官庁への通知及び公示(法第 109 条第 2 項及び同条第 3 項において準用する認定法第 29 条第 4 項)
- イ 通常の一般社団法人及び一般財団法人への移行に関する事務
 - (ア) 法第 45 条の認可(法第 117 条)
 - (イ) 法第 45 条の認可に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定(法第 120 条第 1 項及び府令第 31 条第 8 号)
 - (ウ) 法第 45 条の認可に関する旧主務官庁からの意見聴取(法第 120 条第 4 項)
 - (エ) 法第 45 条の認可に係る申請書の提出を受けた旨等の旧主務官庁への通知(法第 120 条第 5 項)
 - (オ) 一般社団法人及び一般財団法人への移行の登記の完了の届出の受理(法第 121 条第 1 項において準用する法第 106 条第 2 項)
 - (カ) 公益目的財産額及びその計算を記載した書類等の受理(府令第 33 条第 1 項)
 - (キ) 公益目的財産額の額等に係る通知(府令第 33 条第 3 項及び第 4 項)
 - (ケ) 一般社団法人及び一般財団法人への移行の登記をすべき旨の催告及び当該登記を怠ることによる法第 45 条の認可の取消し(法第 131 条第 2 項において読み替えて準用する法第 109 条第 1 項)
 - (コ)のうち、一般社団法人及び一般財団法人への移行の登記を怠ることにより法第 45 条の認可を取り消した旨の旧主務官庁への通知(法第 131 条第 3 項において準用する法第 109 条第 2 項)

6 廃止する理由

公益法人等への移行の完了に伴い、事務が終了したため。

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案説明

協議の目的及び内容

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が教育委員会の補助機関でなくなり、知事の事務を補助執行させることができなくなったことを考慮し、知事の事務を補助執行させる者を教育長から教育次長に改めること。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づく事務のうち、公益法人等への移行に関する事務が終了したため、当該事務の補助執行を廃止すること。